

清水町景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び清水町景観条例（平成29年清水町条例17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、政令及び省令において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 別表第1に掲げる工作物をいう。
- (3) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する地域をいう。
- (4) 高さ 建築物又は工作物が周囲の地面と接する最も低い位置の水平面からの高さをいう。

(行為の届出)

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）に別表第2に掲げる図書その他町長が必要と認める書類を添付して提出するものとする。

2 前項の届出は、当該行為に着手しようとする日の30日前までに行うものとする。

(届出を要しない行為)

第4条 条例第15条第1号及び第2号の規則で定めるものは、別表第3に掲げるものとする。

(行為の変更の届出)

第5条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第2号）に、別表第2に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付して提出するものとする。

(適合通知)

第6条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内における行為制限の適合通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(勧告)

第7条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第8条 条例第20条第1項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うほか、広く町民に周知させる方法により行うものとする。

2 町長は条例第20条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対し、公表通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

3 条例第20条第2項の規定による通知及び意見陳述のための手続は、清水町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年規則第4号）第16条から第22条までの規定の例による。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第9条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（様式第6号）に、別表第2に掲げる図書を添付して町長に提出するものとする。

(事前協議の申込み)

第10条 条例第16条の規定による協議は、景観計画区域における行為の事前協議書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の協議書には、別表第2に掲げる図書その他町長が必要と認める書類を添付して提出するものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第11条 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の告示)

第12条 条例第21条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 条例第21条第1項に規定する景観重要建造物等（以下「景観重要建造物等」という。）の名称又は樹種
- (3) 景観重要建造物等の所在地
(標識)

第13条 法第21条第2項又は法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物等である旨の表示
- (2) 景観重要建造物等の所在地及び名称（景観重要樹木にあつては樹種）
- (3) 指定番号及び指定年月日
(現状変更の許可の申請)

第14条 法第22条第1項及び法第31条第1項の許可の申請は、景観重要建造物等の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（様式第9号）に必要な書類を添付して行うものとする。

2 町長は、前項による現状変更の許可をしたときは景観重要建造物（樹木）現状変更許可通知書（様式第10号）により、許可をしないときは景観重要建造物（樹木）現状変更不許可通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(指定の解除)

第15条 町長は、条例第21条第3項の規定により景観重要建造物等の指定の解除を行う場合は、景観重要建造物（樹木）指定解除通知書（様式第12号）により行うものとする。

(所有者の変更の届出)

第16条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（様式第13号）により行うものとする。

(景観まちづくり団体の認定等)

第17条 条例第25条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) その活動の内容が良好な景観の形成に寄与するものであること。
- (2) 景観に関して知識、経験又は関心のある者2人以上で構成されていること。

(3) その活動が他人の財産権その他の権利を不当に侵害するものでないこと。

2 条例第25条第2項の規定による申請をしようとする者は、景観まちづくり団体認定申請書（様式第14号）に次に掲げる書類のうち町長が指示するものを添付して提出しなければならない。

(1) 規約

(2) 活動の内容を示した書類

(3) 会員又は役員の氏名及び住所を記載した名簿

(4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、条例第25条第2項の規定による申請をした団体に対して、景観まちづくり団体認定（不認定）通知書（様式第15号）により、当該申請に対する認定の可否を通知するものとする。

4 町長は、条例第25条第3項の規定による認定の取消しをしようとするときは、景観まちづくり団体認定取消通知書（様式第16号）により当該団体に通知するものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第10条までの規定は、平成30年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

工作物	垣、柵、擁壁その他これらに類するもの
	高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類するもの
	煙突、排気塔その他これらに類するもの
	広告塔、広告板、記念塔その他これらに類するもの
	石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
	電波塔、送電用鉄塔その他これらに類するもの
	橋りょう、高架道路、横断歩道橋その他これらに類するもの
	太陽光発電設備その他これらに類するもの

	上記に定めるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として町長が指定するもの
--	---

別表第2（第3条、第5条、第9条、第10条関係）

図書の種類	明示すべき事項
位置図	方位及び行為地の付近見取図
計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
製品仕様書	規格値等
現況写真	行為地及びその周辺

備考 添付の必要がないと町長が認める図書は、これを省略することができる。

別表第3（第4条関係）

対象地域	行為
用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	<p>自己の居住の用に供する専用住宅の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>建築物（自己の居住の用に供する専用住宅は除く。）の新築、増築、改築又は移転、外観の1/2未満を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1,000平方メートル未満かつ高さが15メートル以下のもの。ただし、同一の者が一団の土地で行う5以上の専用住宅の新築を除く。</p> <p>工作物の新築、増築、改築又は移転、外観の1/2未満を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1,000平方メートル未満かつ高さが15メートル以下のもの</p>
上記以外の地域	自己の居住の用に供する専用住宅の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

	<p>建築物（自己の居住の用に供する専用住宅は除く。）の新築、増築、改築又は移転、外観の1／2未満を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1,000平方メートル未満かつ高さが10メートル以下のもの。ただし、同一の者が一団の土地で行う5以上の専用住宅の新築を除く。</p>
	<p>工作物の新築、増築、改築又は移転、外観の1／2未満を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1,000平方メートル未満かつ高さが10メートル以下のもの</p>